

高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第4条の規定による申請は、固定資産税課税免除申請書(様式第1号)に、当該申請に関する事項を証する書類を添付して行うものとする。なお、添付書類は、別表第1のとおりとする。

(決定及び通知)

第3条 町長は、前条の申請があったときは、その適否を決定し、固定資産税の課税免除を行うときは、固定資産税課税免除決定通知書(様式第2号)により、固定資産税の課税免除を行わないときは、固定資産税課税免除却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 前条の規定により課税免除の決定を受けた者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から10日以内に、当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

(1) 当該内容を変更したとき。事業変更届(様式第4号)

(2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止したとき。事業休止(廃止)届(様式第5号)

(取消通知)

第5条 町長は、条例第6条の規定により課税免除を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書(様式第6号)により課税免除の決定を受けた者に通知するものとする。

(課税免除の承継)

第6条 条例第7条に規定する届出は、事業承継届(様式第7号)により行うものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	添付書類名
1	地域経済牽引事業計画承認通知書の写し
2	登記事項証明書（会社法人用）
3	法人の定款
4	法人（企業）のパンフレット
5	土地、建物の登記事項証明書
6	土地、建物の売買契約書の写し（新築の場合）
7	建築工事請負契約書の写し（新築の場合）
8	建築基準法に基づく建築確認済証及び検査済証の写し

※添付書類は原則として、日本工業規格A4サイズで編綴すること。

様式第1号（第2条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

高取町長 様

申請者 住所又は所在地
 (代表者名)
 氏名又は法人名

㊞

高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定による固定資産税の課税免除を受けたいので、同条例施行規則第2条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

課税免除を受けようとする対象施設の用に供する家屋等	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得価格		
							①計	円
課税免除を受けようとする対象施設の用に供する家屋等に係る土地	所在地	地番	地目	地積	取得年月日	取得価格		
							②計	円
課税免除を受けようとする対象施設の用に供する償却資産			種類			取得価格		
			構築物			③計	円	
(①+②+③) の額				円				
対象施設に係る事業の種類、名称所在地等	事業の種類							
	事務所又は事業所の名称							
	所在地及び電話番号							
	担当者の氏名							
	対象施設の用に供した日	年 月 日		事業年度	年 月 日から		年 月 日まで	

様式第2号（第3条関係）

固定資産税課税免除決定通知書

高取町指令第 号
年 月 日

様

高取町長

印

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除については、課税免除をすることと決定したので、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定により通知する。

申請者	住所又は所在地			
	氏名又は法人名			
課税免除の内容	免除する年度	税目	免除する税額	備考
	年度	固定資産税	円	
摘要				

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高取町を被告として（町長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第3条関係）

固定資産税課税免除却下通知書

高取町指令第 号
年 月 日

様

高取町長

印

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除については、課税免除をしないことと決定したので、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定により通知する。

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は法人名	
却下する理由		

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高取町を被告として（町長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

事業変更届

年 月 日

高取町長 様

住所又は所在地

（代表者名）

氏名又は法人名

⑩

年 月 日付け高取町指令第 号で課税免除を受けた固定資産税について、申請の内容（事業）を変更したので、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更年月日

変更事項

変更年月日

年 月 日

2 変更事由

3 添付書類

（1）変更承認後の地域経済牽引事業計画を示す書類

（2）変更後の建設計画書等

様式第5号（第4条関係）

事業休止（廃止）届

年 月 日

高取町長 様

住所又は所在地
（代表者名）
氏名又は法人名

㊟

年 月 日付け高取町指令第 号で課税免除を受けた固定資産税について、事業を休止（廃止）したので、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称及び事業の内容

2 事業休止（廃止）年月日

年 月 日

3 事業休止（廃止）の理由

様式第6号（第5条関係）

固定資産税課税免除取消通知書

第 年 月 日
号

様

高取町長

印

年 月 日付け高取町指令第 号で決定した 年度分の課税免除について、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第6条の規定により、課税免除を取り消したので、同条例施行規則第5条の規定により通知する。

申請者	住所又は所在地	
	氏名又は法人名	
取消しする理由		

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高取町を被告として（町長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第6条関係）

事業承継届

年 月 日

高取町長 様

住所又は所在地
（代表者名）
氏名又は法人名

⑩

下記のとおり事業を承継したので、高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
被承継者 住所又は所在地 氏名又は法人名	
承継の年月日	年 月 日
承継に関する事実	

添付書類

- (1) 登記事項証明書（会社法人用）・・・承継先事業者分
- (2) 事業を承継したことを証する書類